

その他の重要事項について

- この商品にお申込みいただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響をあたえることはありません。

生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。東京海上日動あんしん生命の取扱者/代理店(生命保険募集人)は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。なお、東京海上日動あんしん生命の取扱者/代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、東京海上日動あんしん生命のカスタマーセンターまでご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命の

みらい応援歌

個人年金保険(無選択加入特別 付加)[無配当]



TOKIO MARINE
NICHIDO

2016年5月



あんしんセエメエ

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。お申込みの前に必ずお読みいただき、内容をご確認ご了解のうえ、大切に保管してください。

主な記載事項 ●商品の特長としくみ ●クーリング・オフ ●元本欠損が生じる場合 ●年金・死亡給付金 ●解約返戻金 ●保険会社の責任開始期 など

募集代理店

引受保険会社



TOKIO MARINE
NICHIDO

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-0005
<http://www.tmn-anshin.co.jp/>

カスタマーセンター
<商品についてのご案内>

☎ 0120-300-352

<上記以外の生命保険全般に関わるご相談>

☎ 0120-016-234

受付時間 平日 9:00~18:00
土曜 9:00~17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

契約概要/注意喚起情報 兼 パンフレット

引受保険会社

東京海上日動あんしん生命

ご契約前に必ずお読みください。

この書面は、ご契約内容等に関する重要な事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

ご注意いただきたいこと

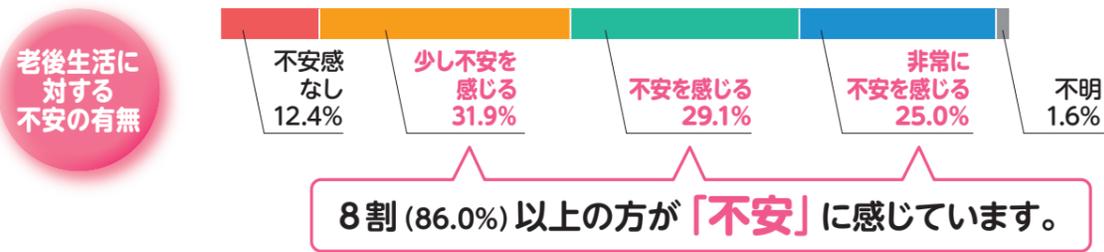
この商品は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

理想の老後のあんしん、 充分蓄えていますか？

今は長生きできる時代です。

平均寿命 **男性 80.21 歳** **女性 86.61 歳**
平成25年 厚生労働省「簡易生命表」

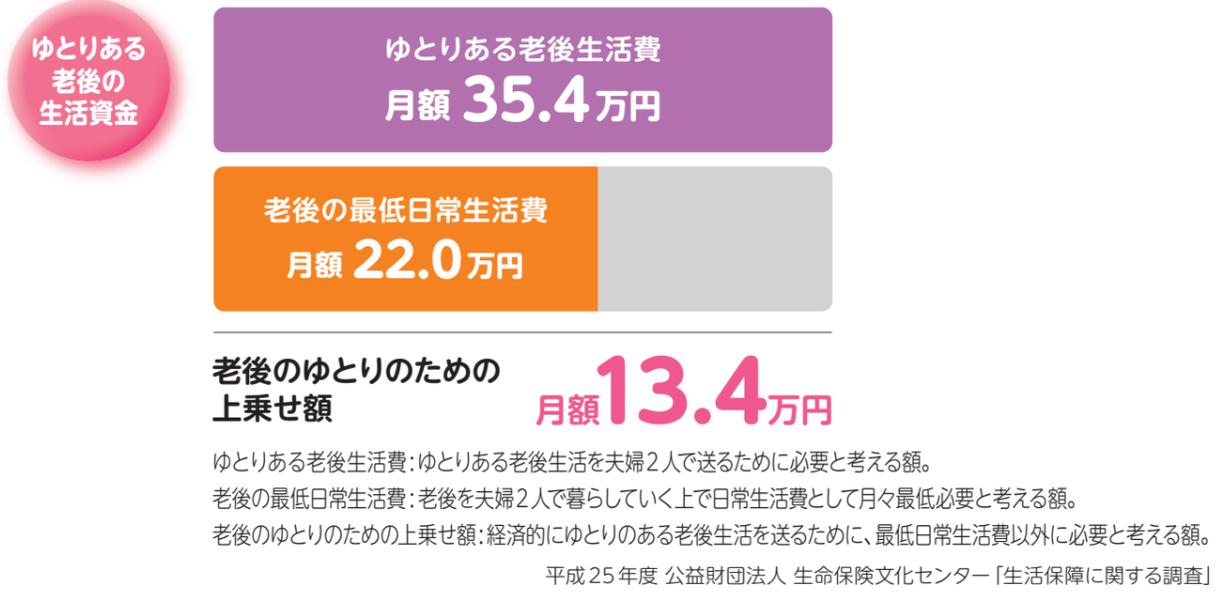
老後の生活に不安はありませんか？



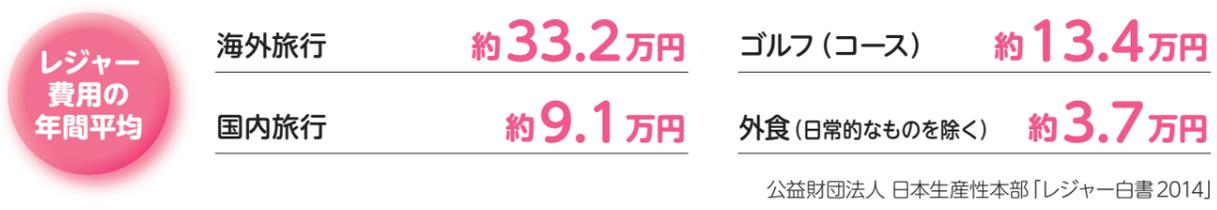
老後に不安を抱くその内容を見ると、「公的年金だけでは不十分」が81.4%と最も高く、以下「日常生活に支障が出る」(49.7%)、「自助努力による準備が不足する」(37.6%)、「退職金や企業年金だけでは不十分」(36.7%)の順となっています。

平成25年度 公益財団法人 生命保険文化センター「生活保障に関する調査」

老後の備えはしっかりしておきたい。
ゆとりある老後のためには、どのくらい必要ですか？



セカンドライフを楽しむために必要な費用は？



お子さまやお孫さまが望む進路に進むための費用はご存知ですか？

教育資金は平均でこれくらい必要です。
毎年の教育資金を個人年金保険でご準備しませんか？



【幼稚園～高校】文部科学省「子どもの学習費調査(平成24年度)」
 【大学】独立行政法人 日本学生支援機構「学生生活調査(平成24年度)」より算出

「理想のセカンドライフ」や「お子さまの将来」のために。今からあんしんを準備しませんか？

確実に受取れる年金。

「**みらい応援歌**」は、ゆとりある未来に向けて積立てる年金保険です。

Point

1

将来の資金を計画的に準備

「みらい応援歌」は、年金開始までの期間を12年～35年まで、ライフスタイルにあわせて設定できます。基本年金額はご契約時に確定していますから、将来必要となる資金を着実にご準備いただけます。

Point

2

ご契約はかんたん。告知や医師の診査も不要です!

健康状態の告知や医師の診査は不要です。また、保険料をご指定いただける保険料建で、たとえば、月々1万円からの保険料で、ご契約が可能です。

Point

3

保険料控除のメリット

お申込みいただく保険料は、一般の生命保険料控除または個人年金保険料控除の対象となります。

⚠️ 個人年金保険料控除の対象とするためには、所定の要件を満たし、個人年金保険料税制適格特約を付加していただきます。

お取り扱いについて

ご契約年齢	0歳～73歳
保険料払込期間 ^(※1)	12年以上
据置期間	0年、5年
年金開始までの期間	35年以内 (保険料払込期間+据置期間が35年以内)
年金開始年齢 ^(※1)	12歳～85歳
年金種類	確定年金[定額型]
年金支払期間	5年、10年、15年
保険料払込方法	月払、年払
前納 ^(※2) の取扱い	あり(年払契約の場合)
基本年金額	30万円～3,000万円
最低保険料	月払：5,000円、年払：50,000円

(※1) 保険料払込期間、年金開始年齢は、ご契約年齢・性別等によりお取扱いが異なります。

(※2) 将来の保険料を所定の期間分(2年以上、払込期間の1/2相当期間限度)までまとめてお払いいただく方法で、割引があります。

●募集代理店によってお取扱いの範囲が異なる場合があります。詳細につきましては、取扱者/代理店にご確認ください。

個人年金保険料税制適格特約

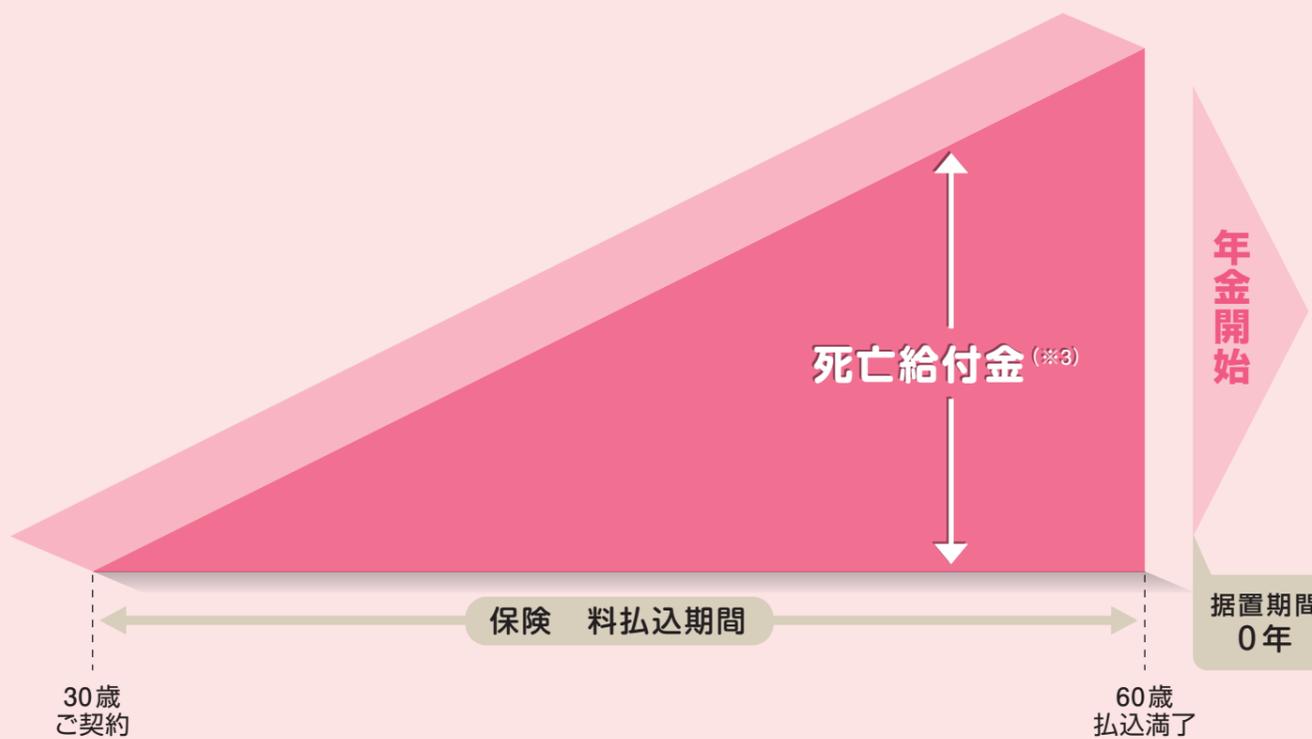
●お申込みいただく保険料は、生命保険料控除の対象となります。
●個人年金保険料税制適格特約を付加した場合には、一般の生命保険料控除とは別枠で個人年金保険料の所得控除が受けられます。要件は次のとおりです。

- ①年金受取人は、ご契約者またはご契約者の配偶者
 - ②年金受取人は被保険者と同一人
 - ③保険料のお払込期間は10年以上
 - ④確定年金の場合、年金開始年齢は60歳以上かつ、年金支払期間は10年以上
- なお、個人年金保険料税制適格特約を付加した場合は、一部解約による返戻金の払出しやご契約内容の変更等について制限されます。

●税務のお取扱いは平成28年3月現在の税制に基づく一般的な取扱いについて記載しています。税務上の取扱いが税制改正等で変更となることがありますのでご注意ください。

ご契約例

- ご契約年齢 : 30歳 男性
- 月払保険料 : 20,000円
- 保険料払込方法: 月払(口座振替扱)
- 保険料払込期間: 60歳まで
- 据置期間 : 0年
- 年金開始年齢: 60歳
- 年金種類 : 確定年金[定額型]
- 年金支払期間: 10年間



お受取方法をお選びいただけます。

➔ 年金受取



➔ 一括受取



(※3) 被保険者がお亡くなりになられた場合は、既払込保険料相当額の死亡給付金をお支払いします。

(※4) 年金支払開始日後に一括受取する場合の金額とは異なります。

(※5) 戻り率(%) = 年金受取総額または一括受取金額 ÷ 既払込保険料累計額 × 100

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

「契約概要」に記載のお支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由・制限事項等の詳細や主な保険用語の説明等は「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

■ 引受保険会社の商号と住所等について

商号 東京海上日動あんしん生命保険株式会社
住所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-2-1
ホームページ <http://www.tmn-anshin.co.jp/>

■ カスタマーセンター

〈商品についてのご案内〉

☎ 0120-300-352

〈上記以外の生命保険全般に関わるご相談〉

☎ 0120-016-234

受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

1 個人年金保険(無選択加入特則 付加)の特長としくみ

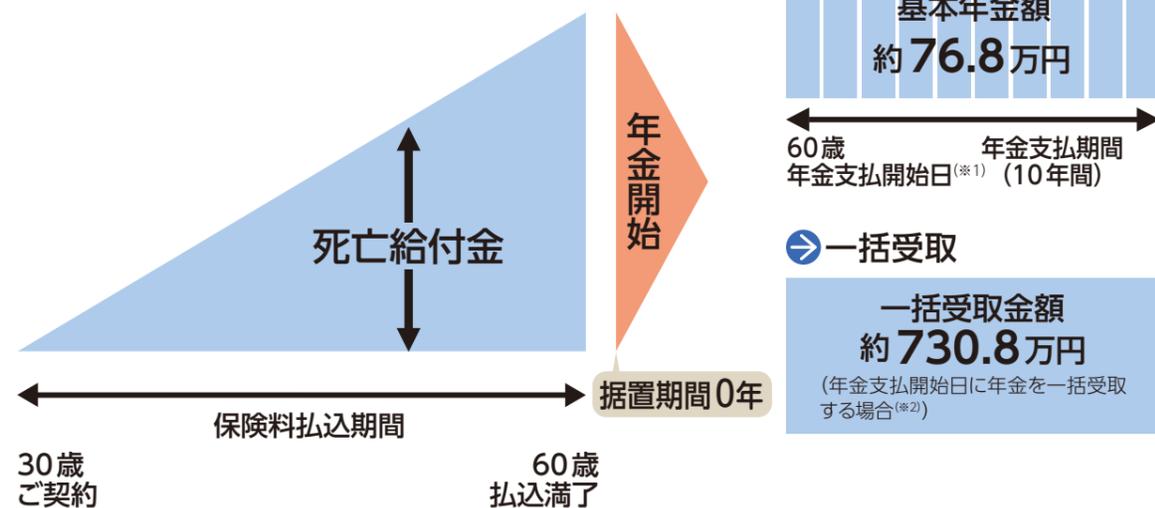
特長

年金支払期間中、毎年の年金支払日を迎えるごとに所定の年金額をお受取りいただけます。

ご契約例

(計算基準日：平成27年8月1日)

- ・ご契約年齢：30歳(男性)
- ・年金種類：確定年金[定額型]
- ・基本年金額：年金額768,040円
- ・月払保険料(口座振替)：20,000円



(※1) 被保険者の年齢が年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。

(※2) 年金支払開始日後に一括受取する場合の金額とは異なります。

2 主契約・付加できる主な特約の概要、給付金額について

この保険で支払われる年金・給付金等および付加できる特約は以下のとおりです。詳細は、「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

主契約・特約	お支払事由・特約の概要	お支払いする年金・給付金額等	受取人	
個人年金保険(主契約)	確定年金	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	基本年金額 ^(※1)	年金受取人
	死亡給付金	被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	年金支払期間中の 未払年金の現価	
死亡給付金	被保険者が年金支払開始日前に死亡したとき	既払込保険料相当額 ^(※2)	死亡給付金受取人	
個人年金保険料 税制適格特約	この特約を付加されると、「個人年金保険料控除」として保険料の一定額が所得控除の対象となります。特約の付加には所定の条件があります。また、所定の条件を満たさなくなるようなご契約内容の変更はできません。 (平成28年3月現在の税制によります)			
指定代理請求特約	被保険者である年金の受取人が、病気やケガにより年金を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が年金の代理請求を行うことができます。 ・指定代理請求人は、被保険者の同意を得てご契約者にあらかじめ指定いただいた方1名とし、年金等の請求時において、次のいずれかに該当することが必要となります。 ・被保険者の戸籍上の配偶者 ・被保険者の直系血族 ・被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等以内の親族			

(※1) 年金の一括払をご請求された場合は、未払年金の現価をお支払いします。

(※2) 死亡給付金のお支払額となる既払込保険料相当額は、実際に保険料をお支払いいただく際に口座振替を利用することなどに伴う割引を適用する前の保険料にもとづいて計算されます。このため、既払込保険料相当額は実際に払込まれた保険料の合計額よりも若干大きくなります。

未払年金の現価 および 死亡給付金 について

未払年金の現価	<ul style="list-style-type: none"> ・未払年金の現価は将来の年金額を所定の利率で割り引いて計算されます。 ・年金支払開始日に未払年金の現価を一括してお受取りになる場合、ご契約の内容によっては、未払年金の現価はお払込保険料の合計額より少ない金額になることがあります。 ・同様に、年金支払開始日後に、「被保険者の死亡」または「年金の一括払の請求」により未払年金の現価をお受取りになる場合、それまでにお受取りになられた年金の合計額と未払年金の現価を合計した金額が、お払込保険料の合計額より少ない金額になることがあります。
死亡給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・この保険は、年金支払開始日前の死亡給付金額を既払込保険料相当額に抑え、その分年金が多くなるように設計された商品です。 ・このため、将来の年金支払のために積立てた金額(責任準備金)が既払込保険料相当額を上回った場合でも、死亡給付金額は既払込保険料相当額となります。

〈保険料の払込免除について〉

保険料の払込免除 この保険には、保険料の払込免除のお取扱いはありません。

3 お取扱いについて

年金種類	ご契約年齢	保険料払込期間(※)	据置期間	年金開始までの期間
確定年金[定額型]	0歳~73歳	12年以上	0年、5年	35年以内 (保険料払込期間 + 据置期間が35年以内)

年金開始年齢(※)	年金支払期間	基本年金額
12歳~85歳	5年、10年、15年	30万円~3,000万円

(※) 保険料払込期間、年金開始年齢は、ご契約年齢・性別等によりお取扱いが異なります。

- 他にご契約がある場合、その保険金額(給付金額)と合算してご加入いただける限度額(通算限度額)の範囲内でお取扱いをいたします。
- 募集代理店によってお取扱いの範囲が異なる場合があります。詳細につきましては、取扱者/代理店にご確認ください。

4 保険料のお払込みについて

払込方法	月払、年払
払込経路	口座振替、クレジットカード払込、団体扱
保険料の前納(※)(年払契約の場合)	2年分以上、払込期間の半分の期間を限度

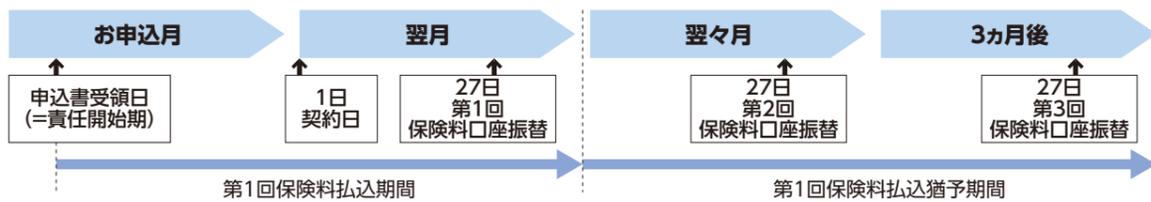
(※) 将来の保険料を所定の期間分まとめてお払込みいただく方法で、割引があります。

- 責任開始期に関する特約(申込書受領日から責任を開始する特約です)を付加して、第1回保険料を口座振替でお払込みいただく場合の取扱いは次のとおりです。

〈第1回保険料の払込期間および払込猶予期間〉

- ・払込期間(保険料をお払込みいただく期間): 主契約の責任開始日からその翌月末日まで
- ・払込猶予期間: 払込期間満了日の翌月1日から翌々月末日まで

[責任開始期に関する特約]の付加による口座振替について(月払の例)



〈ご請求が間に合わなかった場合や残高不足等で口座振替できなかった場合〉

月払	責任開始期の属する月の翌々月27日に2ヵ月分の保険料を口座へ請求します。
年払	責任開始期の属する月の翌々月27日に保険料を口座へ再請求します。

責任開始期の属する月の翌々月の請求が振替不能となった場合は、請求月の翌月に保険料お払込みのご案内(コンビニ払込票)をご契約者宛に送付しますので、保険料払込猶予期間内にお払込みください(月払契約の場合は3ヵ月分の保険料をお払込みください)。

〈振込猶予期間内に第1回保険料のお払込みがなかった場合〉

ご契約は無効となります(ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期に遡って保障がなくなります)。ご契約が無効となった場合、責任準備金などその他の返戻金のお支払いはありません。また、ご契約の復活のお取扱いはありません。

- 契約日は、月払の場合は責任開始期の属する月の翌月1日となり、年払の場合は責任開始期と同日となります。月払で契約日特例を選択いただいた場合、契約日は責任開始期と同日となります。
- 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢となります。
- 払込方法、払込経路の取扱範囲は、募集代理店によって異なりますので、取扱者/代理店にご確認ください。

5 解約返戻金について

- 年金支払開始日前のみ解約することができます。
- 解約返戻金の額は、保険種類・ご契約年齢・性別・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などにより異なります。
- 解約返戻金額は、多くの場合、既払込保険料相当額(※)(死亡給付金額)を下回ります。また、将来の年金支払のために積立てた金額(責任準備金)が既払込保険料相当額を上回った場合も、解約返戻金額は既払込保険料相当額を限度とします。

(※) 死亡給付金のお支払額となる既払込保険料相当額は、実際に保険料をお払込みいただく際に口座振替を利用することなどに伴う割引を適用する前の保険料にもとづいて計算されます。このため、既払込保険料相当額は実際に払込まれた保険料の合計額よりも若干大きくなります。

参考:解約返戻金額等について ご契約例(計算基準日:平成27年8月1日)

ご契約年齢 : 30歳(男性) | 年金開始年齢: 60歳 | 月払保険料(口座振替扱): 31,248円 | 年金種類: 確定年金[定額型]
 保険料払込期間: 60歳まで | 年金支払期間: 10年 | 基本年金額 : 120万円 | 据置期間: 0年

経過年数	既払込保険料累計額	解約返戻金額	死亡給付金額 (既払込保険料相当額)
5年	1,874,880円	1,509,720円	1,906,560円
10年	3,749,760円	3,312,360円	3,813,120円
25年	9,374,400円	9,182,640円	9,532,800円

- 既払込保険料累計額・解約返戻金額・死亡給付金額は、契約当日前日の値を記載しています。たとえば、経過年数5年とは、契約日を含め、6回目に迎える契約当日の前日のことをいいます。

6 契約者配当について

この保険の主契約および特約には、契約者配当金はありません。

7 預金等との違いについて

この商品は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

8 ご留意いただきたい点について

- 「免責事由に該当した場合」、「重大事由によるご契約の解除の場合」、「詐欺による取消の場合」、「不法取得目的によるご契約の無効の場合」等、年金・給付金等のお支払いができない場合があります。
 - 実際のご契約内容(年金額・保険料等)については、申込書等(情報端末を利用したお申込みの場合は、お手続き画面等)の該当箇所をご確認ください。
 - 超保険(※)のお取扱いはしていません。超保険にご加入いただいた場合の独自の特約・割引・サービスは適用されません。
- (※) 「超保険」とは、東京海上グループの生損保一体型商品をいいます。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して、特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
「注意喚起情報」のほか、お支払事由・制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1 お申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます

- お申込者またはご契約者は、「ご契約のお申込日」または「第1回保険料の領収日(第1回保険料をクレジットカードでお払込みになる場合は、クレジットカードの有効性等を東京海上日動あんしん生命が確認した日)」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)をすることができます。この場合、お申込みいただいた金額をお返します。
- 「責任開始期に関する特約」を付加したご契約をお申込みいただいた場合には、ご契約のお申込日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりクーリング・オフをすることができます。
- お申込みの撤回等を行うことができない場合等詳細については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

2 告知について

- この保険の契約に際して、ご契約者および被保険者の告知は不要です。ただし、ご契約にあたっては、入院中ではないなどの所定の要件を満たす必要があります。
※告知とは、被保険者の健康状態や職業等、東京海上日動あんしん生命がおたずねする内容について、事実をありのままにお知らせいただくことです。

〈ご契約の確認について〉

- 東京海上日動あんしん生命の社員または東京海上日動あんしん生命が委託した者が、ご契約のお申込後または年金・給付金等のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

3 保障は第1回保険料のお払込方法に応じ、所定の手続きが完了した時から開始します

お申込みいただいたご契約を東京海上日動あんしん生命が承諾(お引受けすることを決定)した場合、責任開始期(ご契約上の保障を開始する時期)は以下のようになります。

第1回保険料の払込方法	責任開始期
①東京海上日動あんしん生命指定の口座にお振込みされる場合	東京海上日動あんしん生命指定の口座に着金した時(契約日特例を選択いただいた場合も同様です)
②クレジットカードによりお払込みされる場合	東京海上日動あんしん生命がクレジットカードの有効性等を確認した時
③口座振替によりお払込みされる場合 (「責任開始期に関する特約」を付加する場合)	申込書受領日 ^(※)

(※)情報端末を利用したお申込みの場合は、「情報端末でご契約のお申込みをされた時」をいいます。

- 「責任開始期に関する特約」を付加する場合の第1回保険料の払込期間および払込猶予期間については、[P.7](#) 契約概要「4 保険料のお払込みについて」をご覧ください。
- 取扱者/代理店(生命保険募集人)は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。

4 第2回以後の保険料は、払込期月内に東京海上日動あんしん生命へお払込みください

- 保険料は払込期月(保険料をお払込みいただく月)内に東京海上日動あんしん生命へお払込みください。払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 保険料の払込期月と払込猶予期間は次のようになります。

	払込期月(保険料をお払込みいただく月)	払込猶予期間
月 払	月単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から末日まで
年 払	年単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から翌々月の月単位の契約応当日まで(契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで。また、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日を契約応当日とします)

- 払込猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は失効(ご契約の効果がなくなり、保障がなくなる)とします。ただし、保険料の振替貸付が可能な場合には、あらかじめ保険契約者から特に反対のお申出がない限り東京海上日動あんしん生命が自動的に保険料をお立替えし、ご契約を有効に継続させます。立替利息は東京海上日動あんしん生命所定の利率で計算します(複利計算)。
- いったん失効したご契約でも、失効後3年以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。この場合、延滞保険料(失効している期間の保険料)のお払込みが必要となります。
- ご契約の復活を東京海上日動あんしん生命が承諾した場合には、延滞保険料のお払込みが完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。

5 年金・給付金等がお支払いできない場合があります

次のような場合には、年金・給付金等のお支払いができません。

- 免責事由に該当した場合(例:責任開始日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、ご契約者または死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合など)
- ご契約者、被保険者または年金・給付金等の受取人の詐欺行為によりご契約が取消となった場合や、年金・給付金等の不法取得目的があり、ご契約が無効となった場合
- 「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が猶予期間満了日までに払込まれないことにより、ご契約が無効となった場合
- ご契約者または死亡給付金受取人が、死亡給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または年金・給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

6 解約の際にはご注意ください

- お申込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は年金・給付金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されますと、解約返戻金は多くの場合、保険料払込満了後も含めてお払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約返戻金の額は、保険種類・ご契約年齢・性別・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などによっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 年金支払開始日前のみ解約することができます。この場合、解約返戻金額は、多くの場合既払込保険料相当額^(※)(死亡給付金額)を下回ります。また、将来の年金支払のために積立てた金額(責任準備金)が既払込保険料相当額を上回った場合も、解約返戻金額は死亡給付金額を限度とします。このため解約返戻金額は、責任準備金を下回ります。

(※)死亡給付金のお支払額となる既払込保険料相当額は、実際に保険料をお申込みいただく際に口座振替を利用することなどに伴う割引を適用する前の保険料にもとづいて計算されます。このため、既払込保険料相当額は実際に払込まれた保険料の合計額よりも若干大きくなります。

7 生命保険会社が破綻した場合には、年金額・給付金額等が削減されることがあります

- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 東京海上日動あんしん生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、ご契約時の年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

(お問い合わせ先)生命保険契約者保護機構

TEL:03-3286-2820

[月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時]

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

8 ご契約の乗換えはお客さまにとって不利益になることがあります

- 保険契約の乗換え(現在ご契約の保険商品の解約や減額を前提として、新たな保険契約を申込みこと)をご検討される場合、特に次の事項についてご注意ください。
 - ・解約や減額されるご契約の解約返戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額になります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
 - ・新たにお申込みの保険契約について、お引受け条件は現在の被保険者の年齢や健康状態、保険料率や予定利率等によって改めて決まります。

9 税務のお取扱いについて

以下の税務のお取扱いは、平成28年3月現在の税制に基づく一般的なお取扱いについて記載しています。税務上のお取扱いが税制改正等に変更となることがありますのでご注意ください。また、契約形態、実質の保険料負担者によって給付金、年金、解約返戻金に対する課税の種類が異なる場合があります。個別のお取扱い等につきましては、所轄の税務署等にご相談ください。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

保険料払込期間中	個人年金保険料税制適格特約を付加した場合、お払込みになった保険料は、「個人年金保険料」として一般の生命保険料控除とは別枠で所得控除の対象となります。また、個人年金保険料税制適格特約を付加されていない場合は、お払込みになった保険料は、一般の生命保険料控除の対象となります。					
ご解約時	解約返戻金は、解約返戻金額と既払込保険料の差益から特別控除額(最高50万円/年)を差し引いた額が一時所得となります。 ※他の一時所得と合算したうえで、特別控除額を差し引きます。					
死亡給付金・年金受取時	死亡給付金、年金の課税取扱い ご契約者(保険料負担者)・被保険者・受取人の関係によって、給付金・年金に対する税金が異なります。					
		契約形態			契約例	課税の種類
			契約者	被保険者	受取人	
	死亡給付金	契約者と被保険者が同一人	本人	本人	配偶者	相続税
	契約者と受取人が同一人	本人	配偶者	本人	所得税・住民税(一時所得)	
	契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	本人	配偶者	子	贈与税	
年金受取時	年金受取人と契約者が同一人	本人	本人	本人	所得税・住民税(雑所得*1)	
	年金受取人と契約者が別人	本人	配偶者	配偶者	年金受給権取得時 相続税法上の評価額 に対して贈与税	
					毎年の年金受取時 所得税・住民税 (雑所得*2)	
納付すべき所得税の額の2.1%が復興特別所得税として併せて課税されます。						
*1 ご契約者と年金受取人が同一人のご契約で、年金をお受取りになった場合には雑所得となり、次の算式で計算された金額が課税所得となります。 受取年金額 - 必要経費 [年金年額 × (払込保険料の総額 ÷ 年金の総受取見込額)] = 課税所得(雑所得) なお、課税所得が年間で25万円以上の場合、その課税所得に対して10.21%の所得税(復興特別所得税を含みます)を源泉徴収して東京海上日動あんしん生命が国に納付いたします。						
*2 年金受取人と契約者が別人のご契約で、年金をお受取りになった場合には、1回目の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。						

10 上記のほか、ご注意していただきたいこと

● 年金のお受取りについて

「年金受取開始のご案内」を年金の開始月の約3～4ヵ月前にご契約者経由で年金受取人へご郵送いたします。年金の一括払の請求(または被保険者の死亡による一括払の請求)をされた場合、ご契約内容やご請求時期によっては、未請求の年金の合計額と、未払年金の現価を合計した金額がお払込保険料の合計額より少ない金額になることがあります。また、毎年お支払いする年金額からは1%の年金管理費が控除されております。

● 個人年金保険料税制適格特約を付加した場合

ご契約内容の変更等で制限されることがあります。ご契約内容の変更に伴い、返戻金が発生する場合であっても、年金支払開始日に基本年金額の増額のための一時払保険料に充当します。例えば、ご契約を減額されて解約返戻金が発生した場合でも、減額された時点では解約返戻金をお受取りいただけません。

● 払済保険の変更について

この保険は、保険料払込済の個人年金保険(基本年金額は小さくなり、死亡給付金額は変更時の死亡給付金額と同額になります)に変更できます。

※詳細は「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

● 募集代理店によってお取扱いの範囲が異なる場合があります。詳細につきましては、取扱者/代理店にご確認ください。

11 給付金等の請求の際はすみやかに東京海上日動あんしん生命にご連絡ください

● お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」に記載していますので、ご確認ください。

● 給付金等のお支払いにあたっては、お客さまからご請求いただく必要がありますので、給付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに取扱者/代理店または保険金請求受付専用ダイヤルへご連絡ください。

給付金請求の
お問い合わせ先

東京海上日動あんしん生命
保険金請求受付専用ダイヤル

 **0120-536-338**
受付時間 平日 9:00～18:00
土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

● 東京海上日動あんしん生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

● 給付金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

● 被保険者が受取人となる給付金等について、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が受取人の代理人としてご請求いただくことができます。指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

※詳細は「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

12 生命保険に関するご相談・ご意見・ご要望は各種窓口をご案内ください

● 東京海上日動あんしん生命の生命保険のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する照会等につきましては、カスタマーセンターへご連絡ください。なお、ご契約お申込みの手続きに関しましては、取扱者/代理店までご相談をお願いいたします。

お問い合わせ先

東京海上日動あんしん生命
カスタマーセンター

 **0120-016-234**
受付時間 平日 9:00～18:00
土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス

<http://www.seiho.or.jp/>

- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。